

2020年9月28日

株式会社 山陰合同銀行

未利用口座管理手数料の導入および 一定金額未満の普通預金等の解約手続きにおける印鑑不要化

山陰合同銀行（頭取 山崎 徹）では、長期間利用されていない預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、2020年11月2日（月）以降に開設される普通預金口座を対象に「未利用口座管理手数料」を導入します。また、対象となる口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、自動解約となる取扱を開始します。なお、2020年10月30日（金）までに開設された普通預金口座は、未利用口座管理手数料のご負担はありません。

あわせて、残高1万円未満の普通預金口座等の解約手続きにおける印鑑の不要化を実施いたします。

今後とも、当行ではサービスの充実を図り、お客様のご満足や利便性の向上に努めてまいります。

記

1. 未利用口座管理手数料の新設

対象口座	2020年11月2日以降に開設された普通預金口座（総合口座、決済用普通預金を含みます）のうち、最後のお預入れまたは払戻し（当該口座への利息入金および本手数料の引落しを除きます）から2年以上、お預入れまたは払戻しがない口座が対象となります。 ただし、以下の口座は対象外です。 <ul style="list-style-type: none">・預金の残高が1万円以上である口座・お預り資産（定期預金、外貨預金、投資信託、国債、保険、金融商品仲介商品等）のご指定口座・お借入の引落口座にご指定されている口座・貯蓄預金がセットされた総合口座・ごうぎん教育資金贈与口座「孫への贈り物」・ごうぎん結婚・子育て資金贈与口座・ごうぎん後見支援預金
手数料金額	年間1,320円（税込）

（次ページに続く）

未利用口座に対する取扱	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本手数料の対象となられたお客様へは、お届けのご住所宛にお知らせを差し上げる予定です。 2. お知らせを差し上げて一定期間経過後におきましても、ご利用またはご解約がない場合に、当該口座より手数料を引落します。 3. 残高不足等により手数料の引落としができない場合、残高全額を引落とし、当該口座を自動的に解約させていただきます。
-------------	---

2. 残高1万円未満の普通預金口座等の解約手続きにおける印鑑不要化

従来、普通預金口座等の解約手続きには、所定の解約依頼書への届出印の押印が必要でした。

2020年11月2日から、個人のお客様を対象に、残高1万円未満の普通預金口座等の解約手続きにおいては、運転免許証等の本人確認書類を提示いただくことで解約できることとし、手続きの簡素化を図ります。

以上